

松江市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 29 年 3 月 23 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 5 月 15 日

松江市監査委員 松 本 修 司

松江市監査委員 児 玉 泰 州

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>(1)平成 25 年 5 月 30 日に「準公金に関する取扱い方針」が、人事課から示されているが、周知不足である。</p> <p>準公金に関する会計処理についての規程等の準則を示すなど、「準公金に関する取扱い方針」を見直され、職員研修を開催するなどして、周知徹底をされたい。(人事課)</p>	<p>(1) 各課の実態を踏まえ、「準公金に関する取扱い方針」を改定し、併せて会計処理に関する事務取扱マニュアルの参考例及び各種様式のひな型を作成した。</p> <p>このことについて平成 29 年度予算執行方針説明会において、各課の庶務担当係長へ説明を行った上で、全課に情報提供し、周知を図った。</p> <p>(人事課)</p>